

青森県報

第二十号

令和元年
六月十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……四
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(同) ……五
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……五
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五

○右 同……………(同) ……六

出先機関

○道路の位置の指定……………(西北地域県民局) ……六

告 示

青森県告示第百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 日
特別養護老人ホーム「野辺地ホーム」	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	介護老人福祉施設	平成三・三・三

青森県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	所 在 地	廃 止 日
	主たる事務所在地	居宅介護事業の種類			

株式会社ユーライナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	訪問介護	たんぼぼ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成 三・三・三
株式会社ユー	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	〃	訪問介護ステーション	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	令和 元・六・三〇
医療法人芳真会	弘前市大字石渡一丁目一の六	通所リハビリテーション	うめむら	弘前市大字石渡一丁目一の六	平成 三・三・三
〃	〃	短期入所療養介護	〃	〃	〃
〃	〃	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム「野辺のホーム」	〃	〃
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地の町字白岩四〇の一	〃	〃	上北郡野辺地の町字白岩四〇の一	〃

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	医療法人芳真会	名称	介護予防事業者	〃	〃
〃	弘前市大字石渡一丁目一の六	主たる事務所の所在地	〃	〃	〃
短期入所療養介護	通所リハビリテーション	介護予防の種類	〃	〃	〃
〃	うめむら	名称	介護予防事業所	〃	〃
〃	弘前市大字石渡一丁目一の六	所在地	〃	〃	〃
〃	平成 三・三・三	廃止年月日	〃	〃	〃

青森県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ユー	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	介護予防・日常生活支援事業	訪問型サービス	訪問介護ステーション	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	令和 元・六・三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

北部上北広域事務組合	上北郡野辺地の町字白岩四〇の一	居宅介護支援事業者	特別養護老人ホーム「野辺地のホーム」	上北郡野辺地の町字白岩四〇の一	平成 三・三・三
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 日
特別養護老人ホーム「野辺地ホーム」	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	介護老人福祉施設	平成三・三・三一

青森県告示第百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 日
株式会社ユーケ平三五	弘前市大字原の三五	訪問介護	訪問介護センター	弘前市大字原の三五	令和元・六・三〇

青森県告示第百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人芳真会	弘前市大字石渡一丁目一	通所リハビリテーション	うめむら	弘前市大字石渡一丁目一	平成三・三・三一
〃	〃	短期入所療養介護	〃	〃	〃
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム「野辺地ホーム」	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	〃

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 日
医療法人芳真会	弘前市大字石渡一丁目一	介護予防通所リハビリテーション	うめむら	弘前市大字石渡一丁目一	平成三・三・三一
〃	〃	短期入所療養介護	〃	〃	〃

青森県告示第百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ユーケ平二丁目五の三五	名称	主たる事務所の所在地	訪問型サービス	名称	所在地	令和元年六月三十日
	名称	主たる事務所の所在地				

青森県告示第四百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	年月日
主たる事務所の所在地		所在地		廃止

北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	特別養護老人ホーム「野辺地」	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	平成三・三三
------------	-----------------	----------------	-----------------	--------

青森県告示第四百四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局弘前城東店	弘前市大字田園三丁目五の二二	令和元年六月七日

青森県告示第四百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社レイズ	上北郡東北町大字北浦字境ノ沢四の二六	障害福祉サービス	Plusch	上北郡東北町字内蛸沢道ノ上二の一の五	令和元年七月一日

青森県告示第四百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の一の六	共同生活援助	地域移行型ホーム事業	弘前市大字藤代二丁目一の一の六	令和元・六・三〇

青森県告示第四百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人ほほえみ	平川市館山前田八〇の一	地域移行支援	相談支援事業	平川市館山前田八〇の二	令和元・七・一

社会福祉法人ほほえみ	平川市館山前田八〇の一	地域定着支援	相談支援事業	平川市館山前田八〇の二	〃
------------	-------------	--------	--------	-------------	---

青森県告示第四百四十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和元年六月三日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市大字新井田字山道一
松橋 由雄
- 二 売りさばき場所
八戸市大字新井田字山道一

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、久井名地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和元年六月二十日から同年七月十八日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所、藤崎町役場及び板柳町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沼頭地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年六月二十日から同年七月十八日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所及び西目屋村役場

出 先 機 関

西北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び鶴田町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十九日

西北地域県民局長 平 野 義 一

北津軽郡鶴田町大字葛蒲川 字前田二四二の五、二四二 の六	位 置	六 七 ・ 七 〇 メ ー ト	延 長	六 ・ 〇 二 メ ー ト ル	幅 員	令 和 元 ・ 六 ・ 二 〇	指 定 年 月 日
------------------------------------	-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------	--------------------

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭